

本格的復旧・復興予算に位置付けられた第3次補正予算

～歳入の大宗は財源の裏付けのある復興債により確保～

予算委員会調査室 福島 博之

東日本大震災発生後3度目の補正予算となる平成23年度第3次補正予算は、本格的な復興対策経費を追加するもので、「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針」（平成23年10月7日閣議決定：以下「基本的方針」という。）を受けて行われた与野党協議を経て10月21日に閣議決定され、同月28日に国会に提出された。歳出追加額は12.1兆円と第1次補正予算（4.0兆円）と第2次補正予算（2.0兆円）の合計の2倍の規模となり、財源の95%が復興債で賄われる。復興債の償還財源は臨時増税等、歳出削減及び税外収入で確保する枠組みが示された。

1. 東日本大震災の復旧・復興費用と財源の枠組み

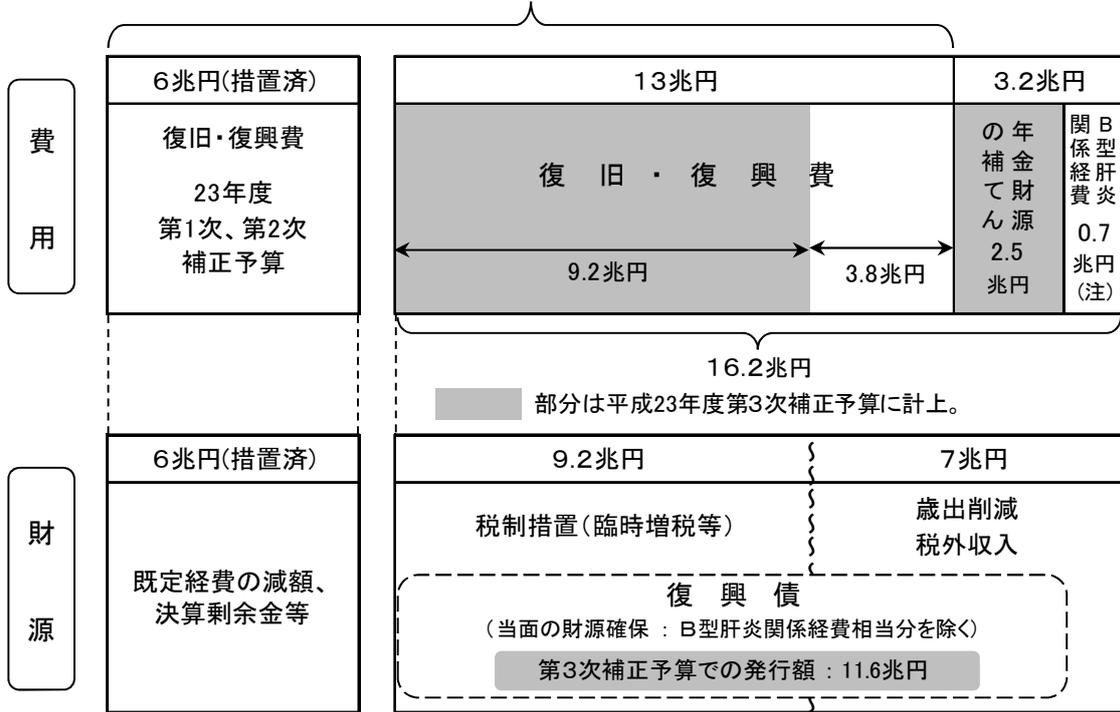
東日本大震災は、東北地方を始めとした広い地域に甚大な被害をもたらし、阪神・淡路大震災との比較でも復興期間の長期化と復興費用の増嵩が想定された。東日本大震災復興対策本部が平成23年7月29日に決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という。）では、復興期間を10年間（平成32年度末まで）とし、復興需要が高まる当初の5年間（27年度末まで）を集中復興期間に位置付けるとともに、10年間における国・地方（公費分）の復旧・復興事業規模を少なくとも23兆円、集中復興期間については少なくとも19兆円と見込んだ。既に23年度第1次、第2次補正予算において計6兆円の事業費が措置されているため、集中復興期間において第3次補正予算以降に必要な事業費は13兆円となる（図表1）。

一方、集中復興期間における復旧・復興費用の財源については、復興基本方針において「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」とした上で、歳出の削減、税外収入及び時限的な税制措置等で賄うことが記された。これらの財源で賄う範囲は、復興基本方針（8月11日改定）に示された集中復興期間に今後行う事業費13兆円及び23年度第1次補正予算の財源に活用された年金臨時財源の補てん2.5兆円のほか、B型肝炎関係経費の0.7兆円（「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」に基づく¹⁾）を合わせた16.2兆円とされた。10月7日閣議決定の基本的方針では、当該復興費用等の財源の内訳について、10年間トータルで税外収入等によるものが7兆円となり、結果として増税額が9.2兆円になることが示された。

¹⁾ 「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」（平成23年7月29日閣議決定）では、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給について、当面5年間で必要な費用1.1兆円のうち、期間を限って国民全体で広く分かち合う観点から税制上の措置により0.7兆円、厚生労働省における基金の剰余金の返納、遊休資産の売却等により0.1兆円を確保し、残余の0.3兆円については今後検討するとしている。

図表1 東日本大震災の復旧・復興費用等と財源の関係

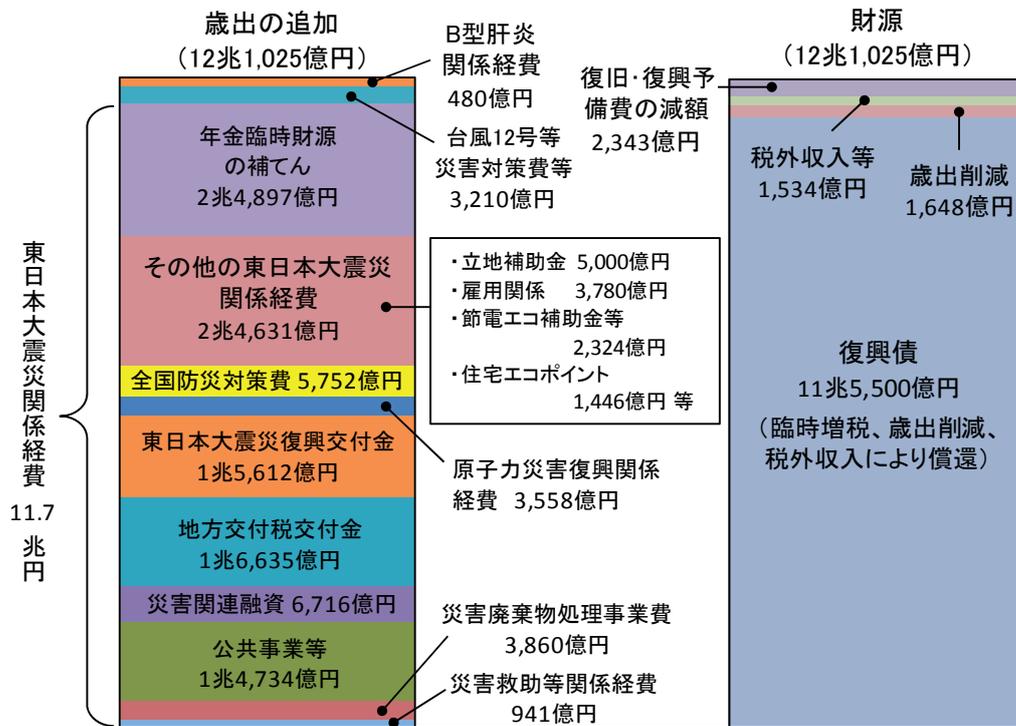
集中復興期間(平成23年度~27年度)
の復旧復興事業額：19兆円



(注) 第3次補正予算に計上されたB型肝炎関係経費480億円の財源は、厚生労働省における基金の返納等により賅われている。

(出所) 財務省資料等により作成

図表2 平成23年度第3次補正予算の歳出の追加と財源



(出所) 財務省資料より作成

今回の第3次補正予算は、歳出の追加として集中復興期間で今後必要な復旧・復興費 13兆円のうちの9.2兆円を計上するとともに、年金臨時財源の補てん、B型肝炎関係経費の一部及び台風12号等に係る災害対策費等を盛り込む一方、財源については償還財源を担保した復興債及び歳出削減、税外収入等で賄う内容となっている。

2. 第3次補正予算の歳出の内容

本補正予算の歳出追加額は12兆1,025億円（一般会計）となり、公共事業の追加や地方交付税の加算等の東日本大震災関係経費（11兆7,335億円）のほか、台風12号等災害対策費等（3,210億円）及びB型肝炎関係経費（480億円）を計上し、補正予算の規模としては平成21年度第1次補正予算（13.9兆円）に次ぐ過去2番目の規模となった（図表2）。本補正の年金財源の補てんを除いた震災関係経費（9兆2,438億円）は集中復興期間で今後実施する事業費13兆円の7割に相当し、23年度第1次、第2次補正予算で措置された6兆円を加えると集中復興期間の事業費19兆円の8割が予算措置されたことになる。

以下、歳出の主な内容を概説する。

（1）東日本大震災関係経費（11兆7,335億円）

ア 災害救助等関係経費（941億円）

東日本大震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒への支援として、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の297億円が追加される。既に都道府県に設置されている就学支援基金に当該交付金を交付し、保育料、入園料、通学費、学校給食費、奨学金事業、授業料等減免事業等の支援に係る都道府県等の追加負担を全額国費で支援するもので、平成26年度まで基金を延長することとしている。このほか、被災者や支援者の心のケア対策としての自殺対策に37億円、被災自治体以外の自治体が被災者受入れなどの救助に要した費用への財政措置に301億円、生活福祉資金貸付の原資となる165億円等が計上された。

イ 災害廃棄物処理事業費（3,860億円）

災害廃棄物処理に対する予算は第1次補正予算（3,519億円）を上回る額が計上された。東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業費の国庫補助率は、通常 $\frac{2}{10}$ から最大 $\frac{9}{10}$ まで引き上げられており、残りの地方負担分も交付税措置されることとなっている。本補正では、地方負担を更に軽減するため、地域グリーンニューディール基金の枠組みを活用することにより、現在平均で86%となっている補助率を95%まで引き上げることとしており、当該施策のための同基金の拡充には680億円が充てられる。

ウ 公共事業等の追加（1兆4,734億円）

公共事業等は、第1次補正予算と同様に1兆円を上回る額が計上された。内訳は、震災関連の災害復旧等公共事業が8,706億円、復興に向けた一般公共事業が1,990億円、施設費等が4,038億円となっている。災害復旧等公共事業については、道路・港湾・漁港・農地・農業用施設等の復旧等に8,366億円、有料道路・水道等に340億円が計上された。復興に向けた一般公共事業では、三陸沿岸道路等の整備や耐震補強を実施する道路整備事業に827億円、治山・水産基盤整備等に543億円、港湾整備・空港整備等に294億円な

どが措置された。また、施設費等としては、公立学校・国立学校等の施設復旧に 1,127 億円、中小第 3 セクター旅客鉄道等の復旧費に 66 億円などが計上された。

エ 災害関連融資関係経費 (6,716 億円)

被災した中小企業等の事業再建及び経営安定のための信用保証や貸付も拡充される。事業規模は 11.6 兆円で中小企業向け信用保証が 5 兆円、中小企業向け復興特別貸付が 5 兆円となっている。本補正予算では復興緊急保証に必要な日本政策金融公庫出資金 3,703 億円、復興特別貸付等に必要な同公庫への出資金 2,427 億円が計上された。また、農業者等の金融支援としては、復旧・復興関係資金の実質無利子、無担保・無保証人での貸付や農業信用基金協会等の代位弁済等に必要な経費などに 186 億円が計上された。

オ 地方交付税交付金 (1兆6,635 億円)

復旧・復興に向けた被災地の財政需要における地方負担分を手当てするため、地方交付税を加算するものである。第 1 次及び第 2 次補正を合わせた 23 年度補正予算での交付税の追加は 2兆3,290 億円となる。

カ 東日本大震災復興交付金 (1兆5,612 億円)

被災自治体が地域の復興を進めるに当たり、国の補助金制度の枠を超えて自由度の高い資金を交付するものである。高台等への防災集団移転、土地区画整理事業、道路・農地の整備などの補助メニューを一括化するとともに、復興地域づくりのためのハード・ソフト事業の実施にも活用される。

キ 原子力災害復興関係経費 (3,558 億円)

福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質による環境汚染への対応として、土壌等の除染対策費が 1,997 億円計上された。除染特別地域の生活圏における除染（住宅、公共施設、森林、農地等）、除染に伴い発生する除染土壌等の仮置場の設置・汚染土壌等の管理、地方公共団体における除染活動等の支援等の実施に必要な経費である。また、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に対しては 451 億円が充てられる。

原発事故による損害については、東京電力による賠償に時間を要する場合には、「平成 23 年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」に基づき国が仮払金を支払うこととなっており、本補正には当該支払に必要な 264 億円が計上された。

ク 全国防災対策費 (5,752 億円)

被災地域のみならず、全国の防災対策を進める観点から、学校施設の耐震化・防災機能の強化費用として、公立学校に 1,630 億円、国立大学等に 270 億円、私立学校等に 150 億円の計 2,051 億円を計上した。平成 23 年度当初予算及び第 1 次補正予算での措置額を合わせると、今年度の公立学校の耐震化等の予算は 2,770 億円強となる。

学校施設以外の一般公共事業としては、道路整備に 1,092 億円、治水・海岸・港湾等に 612 億円、社会資本総合整備事業に 566 億円など、合わせて 2,493 億円が配分された。

ケ その他の東日本大震災関係経費 (2兆4,631 億円)

(ア) 立地補助金 (5,000 億円)

外国為替市場は、米国経済の減速や欧州の財政不安を背景に対ドル円レートが史上最高値を断続的に更新するなど、日本経済に深刻な打撃を与える円高水準が続いてい

ることから、本補正予算には円高対策に関する施策も盛り込まれた。当該立地補助金は、円高や電力制約の影響による産業の空洞化や雇用の喪失等を防ぐため、サプライチェーンの中核となる部品・素材分野と高付加価値の成長分野における生産、研究開発拠点に国内立地補助事業を実施するものであり、原子力発電所の事故があった福島県には1,700億円、残りの3,300億円は全国の生産等拠点の誘致に充てられる。

(イ) 雇用対策 (3,780億円)

雇用の創出・安定化策としては、平成21年度第2次補正予算で創設された重点分野雇用創造事業の基金が拡充される。将来、被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において被災者雇用への支援を行う「事業復興型雇用創出事業」等の創設のための費用1,510億円、並びに震災及び円高の影響による失業者の雇用と生活の安定のため、地方自治体による直接雇用や民間企業への委託により雇用創出を図る「震災等緊急雇用対応事業」の実施に必要な費用2,000億円について同基金が拡充される。

また、震災や円高の影響を受けた新卒者等の就職支援のため、卒業後3年以内の被災既卒者を雇用した場合における奨励金の支給延長のほか、被災地での就職面接会を継続的に実施するために必要な経費等として235億円が計上された。

(ウ) 住宅関係 (3,112億円)

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイントが再開されることとなり、本補正予算にはその実施に必要な経費1,446億円が計上された(国土交通省723億円、環境省723億円)。住宅エコポイントは環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対しポイント(多様な商品・サービスに交換可能なポイント)を発行する制度であり、従来の制度からの変更点としては、エコ住宅の新築について、被災地のポイント(30万P)をその他地域(15万P)の2倍とすること等が挙げられる。

住宅対策としては、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「フラット35S」の金利引下げ幅も拡大される。被災地についてフラット35Sで省エネルギー性が優れた住宅を取得する場合は当初5年間の金利引下げ幅を0.3%から1.0%に拡大し、被災地以外の地域は同様の住宅を取得する場合0.3%から0.7%に拡大する内容である。当該金利引下げに要する費用として本補正予算には159億円が計上された。

(エ) 節電エコ補助金等 (2,324億円)

今後、各地で原子力発電所の停止が続くことから、電力の安定供給を図る施策も盛り込まれた。自家発電設備等の導入補助の実施や住宅用太陽光発電、蓄電池、民生用燃料電池等の設備に対する「節電エコ補助金」を創設し、再生可能エネルギーの導入を推進することとしている。

(オ) 水産業、森林・林業の復旧・復興 (2,976億円)

甚大な被害を受けた水産業については、漁業者・養殖業者の経営再建のため、用船料、灯油代、氷代等の助成に必要な818億円を措置するほか、漁協等の共同利用施設の復旧に必要な機器等の整備に259億円、漁業者等が行う漁場のがれき撤去や操業中

に回収したがれき処理への支援に 168 億円が計上された。また、今回の震災で多くの住宅等が被災するとともに木材加工施設等も壊滅的被害を受ける中、今後の住宅等の本格的復興に際して木材の安定的供給を図るべく、路網や木材加工施設の整備を基金方式で行うための費用として 1,399 億円が盛り込まれた。

(カ) 医療、介護、福祉等 (1,231 億円)

被災地においては地域医療が甚大な被害を受けていることから、切れ目のない医療サービスの提供が喫緊の課題となっている。本補正では、医療機関等の再整備、医療機関相互の情報連携基盤整備、医師・看護師等の確保等の事業に財政支援を行うための費用 720 億円を地域医療再生基金に積み増すほか、介護分野では、「地域包括ケア」の体制整備のための在宅サービス拠点や介護等のサポート施設を整備する事業を支援する費用として 119 億円を介護基盤緊急整備等臨時特例基金に積み増すこととしている。加えて、高齢者、障害者、生活困窮者等の支援のため、NPO 法人等による巡回訪問・見守りや「生活再建サポーター」の配置等による被災生活保護受給者への個別支援に必要な費用 202 億円を緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増す施策も盛り込まれた。

(キ) 円高対応策について

歴史的な円高水準が常態化しつつある状況に鑑み、政府は本年 10 月 21 日に「円高への総合的対応策」を閣議決定し、本補正予算にも円高対応策が盛り込まれた。上記の「その他の東日本大震災関係経費」として掲げられた項目のうち、立地補助金 (0.5 兆円)、重点分野雇用創造事業 (0.2 兆円)、住宅エコポイント (0.1 兆円)、節電エコ補助金等 (0.2 兆円) に中小企業への金融支援 (0.6 兆円) 等を加えた約 2 兆円が総合的対応策に係る経費 (国費) とされており、内閣府は本対応策により、実質 GDP を 0.5% 程度押し上げ、30 万人の雇用創出・下支え効果があると試算している。なお、国費 4 兆円の 23 年度第 1 次補正予算の効果は実質 GDP の押し上げが 0.6%、雇用創出・下支えが 175 万人で、国費 2 兆円の第 2 次補正予算の効果は実質 GDP の押し上げが 0.3%、雇用創出数が 8 万人と試算されている。

また、為替市場の動向に機動的に対応すべく、本補正予算の特別会計予算総則において、外国為替資金特別会計の外国為替資金証券発行等限度額を本年度当初予算における 150 兆円から 165 兆円に引き上げる措置も採られた。

コ 年金臨時財源の補てん (2兆4,897 億円)

東日本大震災発生後最初の補正予算である平成 23 年度第 1 次補正予算では、4 兆円の歳出追加額の財源を国債に依存することなく賄うため、当初予算に計上された基礎年金国庫負担 2 分の 1 維持に必要な財源を補正財源に転用する措置を採った。しかし、年金財政の健全性維持の観点から、早期に当該転用分を補てんすべきとの声が強まり、23 年 8 月 9 日の民主、自民、公明の確認書において、第 3 次補正予算で復興債を財源として補てんすることが明記され、本補正の歳出に計上されることとなった。国債の増発を回避するための異例の年金財源転用措置であったが、結果的には当該年金財源を同じ年度内に国債 (復興債) で賄う形に帰着したものである。

(2) その他の経費 (3,210 億円)

東日本大震災関連以外の歳出追加としては、近畿地方を始め全国的に大きな被害をもたらした台風 12 号等に係る災害対策費 3,203 億円が計上された。河川、海岸、道路、港湾、漁港、農地等の公共土木施設の災害復旧を行うために必要な経費である。また、実用準天頂衛星システムの整備に向けた経費 7 億円も盛り込まれた。なお、当該災害対策費等の財源は東日本大震災復旧・復興予備費と税外収入で賄う形となっている。

(3) B型肝炎関係経費 (480 億円)

特定B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の費用は、今後25年程度で最大3.2兆円、当面の5年程度で1.1兆円と見込まれている。当該1.1兆円の財源については、期間を限って国民全体で広く分かち合う観点から税制上の措置により0.7兆円、厚生労働省における基金の剰余金の返納や遊休資産の売却等により0.1兆円を確保し、残余の0.3兆円については執行状況を踏まえ今後検討することとなっている。本補正予算に計上された480億円は、厚生労働省所管の中央職業能力開発協会の基金の返納等により財源を確保したもので、給付金等の支払のための基金設置に使用される。

3. 第3次補正予算の財源

(1) 復興債

12兆1,025億円の本補正予算の財源のうち11兆5,500円は復興債の発行で賄われ、東日本大震災関係経費(11兆7,335億円：年金臨時財源の補てんを含む)は当該復興債と歳出削減(1,648億円)及び税外収入(187億円)で賄う形となっている。台風12号等災害対策費等(3,210億円)及びB型肝炎関係経費(480億円)は、第2次補正予算で計上された東日本大震災復旧・復興予備費の減額と税外収入等により賄われる。

復興債は、東日本大震災復興基本法に発行が規定され、基本的方針において第3次補正予算の歳出を賄うために発行することが示された。集中復興期間における復旧・復興費用(13兆円：第1次及び第2次補正予算の6兆円を除く)と年金財源補てん(2.5兆円)を合わせた15.5兆円が現時点での復興債発行の上限となるが、本補正で11.6兆円が発行されることから、残りの発行額は4兆円程度となる。平成24年度当初予算概算要求でも3.5兆円程度の復興関係費が要求されていることから、早い時点で発行上限に達する可能性も高い。基本的方針では、事業規模と財源については一定期間経過後に見直すことになっているが、この数字からは、そう遠くない時期に見直しが必要となることが予想される。

(2) 東日本大震災復旧・復興予備費及び歳出削減

本補正予算の財源には、東日本大震災復旧・復興予備費の2,343億円が活用されており、近畿地方を始め全国的に大きな被害をもたらした台風12号等に係る災害対策費等の財源として位置付けられている。当該予備費については、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費以外には使用しないこととなっており、閣議決定の形で全国的な災害対策に

使用することはできない。そのため、本補正予算で震災復旧・復興予備費自体の減額修正を国会に諮った上で、当該財源を東日本大震災関連以外の災害対策に充てるものである。

なお、東日本大震災復旧・復興予備費は、平成 22 年度決算剰余金を基に本年度第 2 次補正予算で 8,000 億円が計上され、これまでに 4,303 億円が使用されており²、さらに本補正での減額分 (2,343 億円) を差し引くと、残額は 1,354 億円となる。

1,648 億円の歳出削減による財源確保については、23 年 8 月 4 日の民主、自民、公明の 3 党合意に基づいた子ども手当の減額 (1,155 億円) 等により確保されたものである。

4. 東日本大震災復興費用等の財源（復興債等の償還財源）

前述したように、基本の方針には、集中復興期間に今後必要となる復旧・復興経費 (13 兆円)、年金臨時財源の補てん (2.5 兆円) 及び B 型肝炎関係経費 (0.7 兆円) を合わせた 16.2 兆円については、10 年間で、税外収入等の 7 兆円と増税の 9.2 兆円により賄うことが示された。一方、第 3 次補正予算と同日の 10 月 28 日に国会に提出された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」(以下、両法案を「復興財源確保法案」という。)では、5 年間の集中復興期間における歳出削減及び税外収入による財源確保額が 5 兆円程度であることを前提に臨時増税を行う内容となっている。平成 23 年度税制改正の実施による所得税の増収分の一部を充てることとなった B 型肝炎関係経費の 0.7 兆円³を含めた 11.2 兆円を税制措置で賄う枠組みである。

以下の臨時増税の内容と期間は、国会提出時の復興財源確保法案に基づくものである。

(1) 臨時増税等の概要

ア 復興特別所得税（国税）

所得税額に対して 4.0%の時限的な付加税を創設するもので、期間は平成 25 年 1 月から 34 年 12 月までの 10 年間である (想定税収 : 5.5 兆円) (図表 3)。政府の試算では、夫婦子 2 人⁴で年間給与収入が 400 万円の場合の年間付加税額は 1,700 円、同じく 800 万円の場合は 1 万 3,400 円とされている。なお、所得税については、平成 23 年度税制改正での給与所得控除等の見直しによる増収分を財源に活用することとなっており、24 年 1 月からの 5 年間で 0.7 兆円の財源確保が見込まれている。

² 東日本大震災復旧・復興予備費の使用状況 (平成 23 年 10 月 26 日現在) (財務省)

○個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費 : 10.7 億円 (内閣府 8 月 19 日閣議決定)

○東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費 : 2,179.1 億円 (内閣府 9 月 9 日閣議決定)

○東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費 : 863.3 億円 (農林水産省 9 月 27 日閣議決定)

○東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る特定原子力損害を填補するための仮払金の支払に必要な経費 : 1.4 億円 (文部科学省 10 月 7 日閣議決定)

○東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費 : 1,249 億円 (経済産業省 10 月 14 日閣議決定)

³ 第 179 回国会「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案」(参第 5 号)

⁴ 子のうち 1 人が特定扶養親族、1 人が 16 歳未満に該当するものとして計算。

兆円、JT株の一部売却の0.5兆円、公務員人件費見直しの0.6兆円などが見込まれる。なお、財投特会剰余金の0.8兆円は平成23年度末のものであり、同特会は毎年度剰余金が発生する傾向にあるため、24～27年度についても活用される方向となっている。

集中復興期間後の5年間では、更にJT株の全株売却、エネルギー特会の保有株売却等により2兆円の積み増しが可能とされており、基本的方針では10年間を前提とした当該7兆円の歳出削減及び税外収入を基に臨時増税の規模が示された。

図表4 復興財源確保のための歳出削減及び税外収入の概要

歳出削減、税外収入	金額 (兆円)	臨時増税 等の規模
子ども手当の見直し	2.1	11.2 兆円
高速道路無料化の中止	0.5	
東京メトロ株の売却	0.1	
財政投融资特別会計の剰余金	0.8	
JT株の一部売却	0.5	
公務員人件費の見直し	0.6	
エネルギー特別会計の見直し	0.1	
小計(集中復興期間)	5.0	9.2 兆円
JT株の全株売却	1.0	
エネルギー特別会計保有株売却	0.7	
財政投融资特別会計の剰余金	0.3	
合計(10年間)	7.0	

(出所) 税制調査会資料等により作成

5. 本補正予算と財政の課題

(1) 既定経費の減額について

本補正予算における既定経費の減額は、子ども手当の見直し等による減額の1,648億円にとどまり、財源の95%は復興債で賄われた。今後の発行分も含めた復興債の6割近くは臨時増税等の税制措置により償還されることとなっている。一方で、平成23年度予算の歳出に目を向けると、国債費(利払費)に多額の不用が発生する見通しであり、金額は1兆円強とされている。これは、本年度当初予算で金利を2.0%と想定して国債費を計上したものの、実際の金利が1%程度で推移していることによるものである。

本補正予算では国債費の減額修正は行われていないが、本補正予算と同じ時期に国会に提出された平成22年度補正予算(平成22年10月29日国会提出)では、国債費の1兆2,292億円を不用とし、当該減額分は円高・デフレ対策としての社会資本整備や雇用対策等の財源に充てられた。この事例に鑑みれば、本補正予算においても国債費の減額修正を行い、その分を東日本大震災関係経費の財源に充てることで、復興債の発行を圧縮するという選択肢もあったのではなかろうか。かかる措置により、16.2兆円が必要とされる復興財源等について、まず足元で確保できる1兆円強(昨年と同程度とすれば1.2兆円)でその一部を賄うことにより、臨時増税の規模を圧縮する方法も検討に値したと思料する。

(2) 世界の財政状況を意識した債務管理

東日本大震災の復興費用等を賄うための復興債については、他の国債とは別に管理し、財源を担保した上で、償還期間についても通常の60年よりも短くする方針が示された。次の世代に負担を先送りせず、今を生きる世代全体で負担を分かち合うとの復興基本方針の考え方によるものであるが、復興事業では道路や港湾といった社会資本の復旧・整備が大きな割合を占めることから、受益者となる将来世代を含めた長い期間で償還することが望ましいとの指摘は依然として根強い。数百年又は千年に一度とも言われる極めてまれな大震

災であることも前提とすれば、長期にわたって償還する方法には合理性がある。

一方で、我が国のみならず、世界的な財政に係る情勢変化を考慮した上での財政運営や債務管理の必要性が高まっていることも事実である。ギリシャに端を発した欧州財政不安の高まりと影響の大きさを見れば、それらの国々より政府債務の規模が大きい我が国にとって、欧州の状況は対岸の火事ではなくなりつつある。言うまでもなく、財政状況は債務の規模のみで判断されるものではなく、財政危機が指摘されている国々に比べた場合、我が国は家計金融資産を背景に国債のほとんどを国内で消化できていること、経常収支の黒字を維持していること、将来的な増税の可能性が残されていることなど、財政の持続可能性を肯定する要素は多く見られる。

しかし、これらの要素にも変化が現れている。遠くない将来に経常赤字国になる可能性が否定できないほか、家計の金融資産についても近年はその増勢が鈍化し、増加の度合いを高める政府債務残高との幅が急速に縮小している（図表5）。これらの要素の変化が我が国財政への信認を低下させ、ひいては国債価格の下落につながり兼ねないとの指摘も多くなされている。財政を取り巻く近時の海外情勢と我が国の状況を考慮すれば、債務残高の増勢の抑制は避けられない課題であり、その観点からは復興債の償還財源を担保した上で、従来よりも短い期間で償還する方向性は肯定されるものと言える。

いかなる債務管理を行っていくかは最終的には国民の判断に委ねられるが、我が国財政は国際社会の政府債務に対する見方が厳しくなる中で、国民負担の増加を抑制しつつ持続可能性を維持するという、極めて難しい舵取りを迫られている。

